⑷　施工実績

①　平成18年度以降（過去15年間）に元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した、次に示す同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

また、「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件としたものである。また据付も同様である。

②　同種工事とは「ポンプ設備製作据付工事」とし、規模及び種類は問わないものとする。

なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。

なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作時及び現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えない。

①　次のいずれかの資格を有する者。

ア　技術士（機械部門、総合技術監理部門（機械））

イ　請負金額の額が4,500万円以上の機械器具設置工事で２年以上の指導監督的な実務経験を有する者

ウ　国土交通大臣認定者

②　主任技術者にあって、上記①に掲げる資格をいずれも有しない場合には、次の実務経験を有すること。

ア　指定学科（建築学、機械工学又は電気・電子工学に関する学科）を卒業後、「高等学校（旧制実業高校を含む）５年以上、高等専門学校（旧制専門学校を含む）３年以上、大学（旧制大学を含む）３年以上」の機械器具設置工事の実務経験を有する者。

イ　10年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者。

③　平成18年度以降（過去15年間）に次の同種工事の施工経験を有する者。

ア　同種工事とは、「機械器具設置工事」とし、規模及び種類は問わないものとする。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評価点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

イ　施工経験は、工場製作、現場据付のいずれかの施工経験のみでも可とする。

ただし、当該工事の契約工期と従事期間が異なる場合は、工場製作又は現場据付の施工期間の１／２以上又は１年以上の期間を有していること。

なお、施工期間とは、工場製作時にあっては、契約工期のうち工事の着手日から現場施工の開始日までをいう。

現場据付時にあっては、契約工期のうち現場施工に着手するまでの準備期間、工場製作のみが行われている期間及び工事完成後後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格証（機械器具設置工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　現場据付に係る技術者においては、令和４年９月１日より、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に従い工事現場への配置が可能である者であること。

⑥　工場製作にかかる技術者においては、選任し配置するものとするが、工場製作段階では、本工事に対する専任での配置を要しない。

また、他工事に係る製作と一元的な管理体制での製作を行うことが可能である場合は、同一の配置予定技術者がこれらの製作を一括管理することができる。

なお、製作を一元的な管理体制（ＩＳＯ9001認定取得業者）のもとで行う場合は、工場製作に係る技術者には上記２の⑸の③の施工経験は問わない。

⑹　工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサポート組織含む。）に設備、製品に対する保守サービス体制が整備され、「新潟県」を保守サポートの範囲としている支店・営業所等が確立していること。

⑺　入札説明書に示す内容に対する技術提案等（以下「技術提案」という。）についての技術的所見が適正であること。

⑻　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長である北陸農政局長に対し暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出。

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出。

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　企業評価

③　技術提案

⑵　総合評価の方法

①　標準点を100点とし、施工体制評価点の最高点を30点、加算点の最高点を50点とする。

②　施工体制評価点の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③　加算点の算出方法は、上記３の⑴の評価項目（企業評価、技術提案）について評価した結果、得られた評価点の合計値に加算最高点50点／評価最高点51点を乗じた値をもって加算点とする。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ型及び施工体制確認型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、加算点についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のア及びイのとおりとする。

ア　入札価格が予定価格の制限内であること。

イ　技術提案が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、上記３の⑶の①のア及びイを満足し、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記３の⑶の①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。